



PROVA FUTSAL CLUB 規約

第1条（名称）

本クラブはPROVA FUTSAL CLUBと称し、事務局を静岡県静岡市清水区谷津町1-500-1に置く。

第2条（目的）

本クラブは、チームスポーツとしてのフットサルを心から楽しむことで技術の向上だけでなく精神面の育成を図るとともに、フットサルの普及と地域に根ざしたスポーツ文化の発展・活性化への寄与とを目的とする。

第3条（活動）

本クラブは前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 練習
- (2) 対外試合
- (3) その他目的達成に必要な活動

第4条（入会資格）

本クラブの趣旨に賛同し本規約を遵守することを承諾した者で、健康状態など本クラブが入会に適すると認めた者とする。

第5条（入会手続き）

本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに基づき本クラブの事務局に申し込みを行う。

第6条（会費）

会費は別に定める年会費、月会費、及びその他の諸費用を所定の方法にて納入しなければならない。
また、一旦納入した会費は理由の如何を問わず返還しないものとする。

第7条（活動日）

本クラブの活動日は、別に定める通りとする。本クラブは利用施設の運営上またはその他理由によりやむを得ない場合は本クラブ活動の中止または制限ができるものとする。

第8条（退会）

退会する者は、事務局に連絡後、所定の手続きに基づき退会届を提出しなければならない。

第9条（休会）

休会する者は、事務局に連絡後、所定の手続きに基づき休会届を提出しなければならない。

第10条（継続）

本クラブは、会員から退会届の提出がない限りその会員に継続の意思があるものとみなし、毎月自動継続されるものとする。

第11条（保険）

会員は、入会時及び更新時に「スポーツ安全保険」に加入する。保険加入手続きは本クラブ事務局が行い、加入料は年会費に含まれる。クラブ活動中及び往復途中の事故に対するの補償は加入する保険の約定の範囲内で対処する。

第12条（免責）

会員は、本クラブ活動中における盗難、傷害、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第13条（除名）

本クラブの活動に支障をきたすと判断された者は本クラブから除名できる。除名を決定する一切の権限は本クラブにありそれに対するの異議は申し立てできず、また受け付けない。

第14条（その他）

本クラブの活動内容や指導方針、選手起用などについては本クラブ指導者及びスタッフに一任し異議申し立ては行わない。

第15条（規約の改正）

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができる。本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第16条（個人情報）

本クラブにおける個人情報の取り扱いについては本クラブ事務局にて適切な管理を行い、本クラブの運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。この記録物は本クラブの広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用することがある。

第17条（施行）

本規約は、2013年4月1日から施行する。